

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第116号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和7年3月21日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

（1）6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

（2）採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

（3）採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

（4）傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

(参考図)

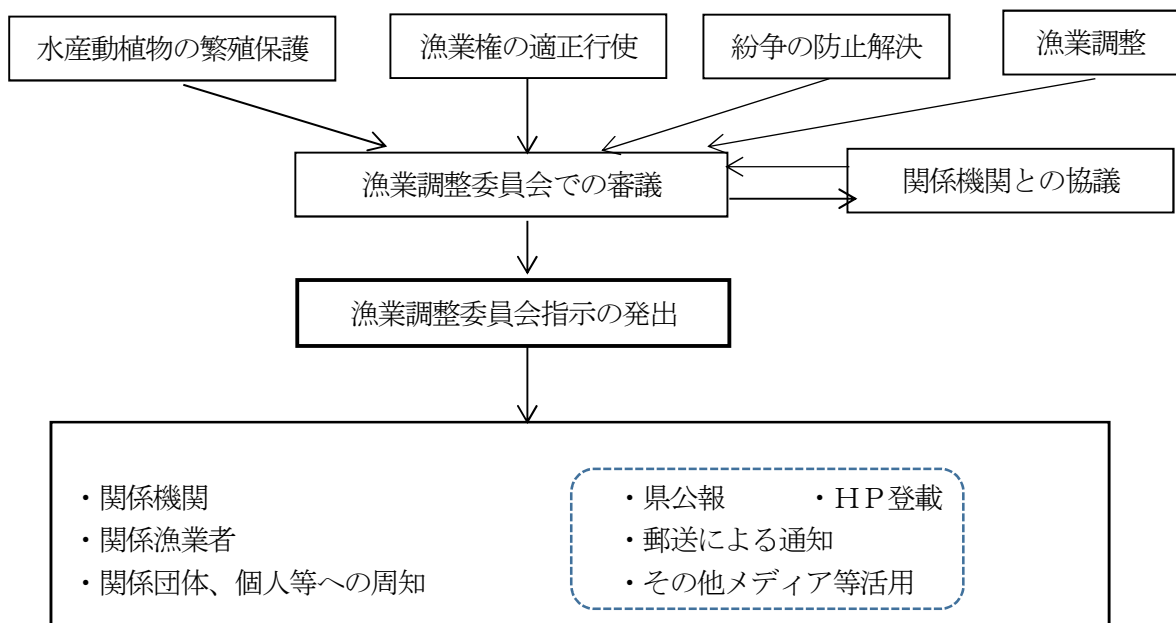


海区漁業調整委員会指示について

(漁業法 120 条第 1 項)

海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

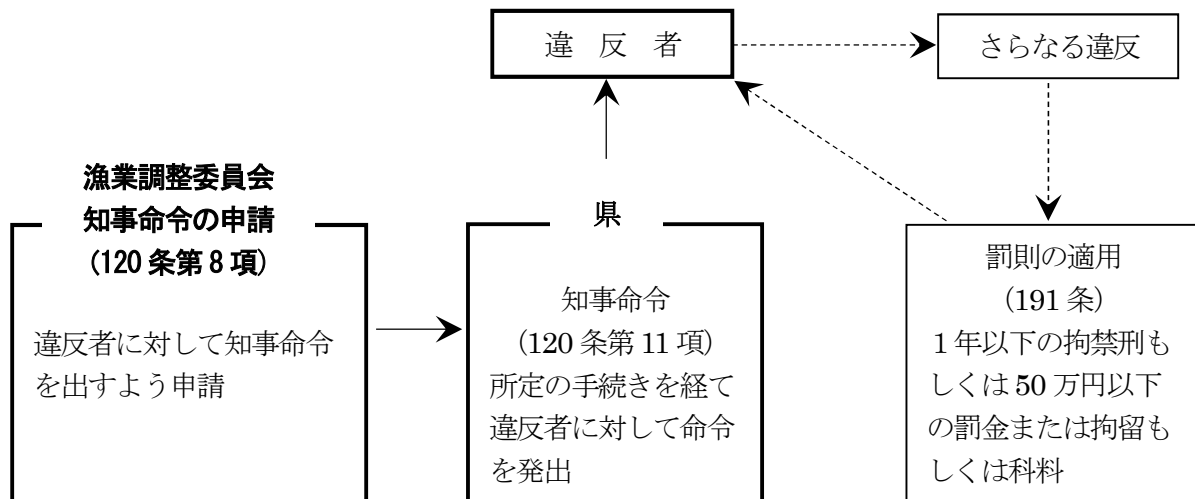
(委員会指示発動の流れ)



(委員会指示違反に対する手続きの流れ)

委員会指示違反に対する直接の罰則はなく、違反者に対して知事命令を出すことによって、この命令に従わず、再度、違反した場合に、罰則が適用される。

漁業調整委員会は、違反者に対し県が知事命令を出すよう申請することができる。



漁業法（漁業調整委員会指示の関連条項） 抜粋

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第二百二十条 海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（２～７略）

８ 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

９ 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

１０ 前項の期間は、十五日を下ることができない。

１１ 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

（罰則）

第百九十一条 第二百二十条第十一項（第二百十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第384回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和7年8月4日（月） 14:00

場 所：佐賀県庁新館10階
農林水産部内会議室
(佐賀市城内1丁目1番59号)

1 開 会

2 議 題

- (1) 仮議長の選出について（協議）
- (2) 会長の選出について（協議）
- (3) 会長職務代理者の選出について（協議）
- (4) 令和7年度機船船びき網（えび2そうびき網）漁業に係る許可の取扱いについて（協議）
- (5) 空つりなわ漁業に係る許可方針の改正について（協議）
- (6) その他

3 閉 会

第384回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

令和7年8月4日(月) 14:00～

【委員】

所 属	職 名	氏 名
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	委 員	半田 亮司
	〃	今村 克博
	〃	堤 大輔
	〃	平野 年吉
	〃	松藤 文豪
	〃	森田 幸寛
	〃	西久保 敏
	〃	中島 浩徳
	〃	香月 博司
	〃	中島 龍
	〃	大鋸 幸弘
	〃	川村 嘉応

【臨席者】

所 属	職 名	氏 名
水産庁九州漁業調整事務所	所長	中村 克彦
	調整課係員	高野 はるか
佐賀県有明海漁業協同組合	指導部部長	有馬 隆文
	指導部次長	下田 貴利
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新
	技術顧問	林 宗徳
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整係長	伊藤 毅史
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	荒巻 裕
	主事	本間 智希
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	松本 昌大
	主任技師	鹿島 祥平
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	池浦 繁
	技術主査	中川 清
	主任主事	山田 菜美子